

(事業名)医療機関未収金対策支援事業

①実態把握

把握水準が妥当	1 人
把握水準が不十分	7 人

<外部有識者のコメント>

○規模別、形態別の詳細なデータが必要不可欠。

・都道府県の取り組みおよびデータについても、当然比較されるべきものとしてレビューには載せるべき。

○病院規模別・経営形態別の未収金額を示すべきである。

○医療機関の経営に対する未収金の影響がよく分からない。漠然とした有益性は記載があるが、必要性が資料に書いてあるとは思えない。

○事業を続けるということを事前に決定したうえで、それを証明するためのデータのみ掲載されていて、misleading。不十分というより不適切。

○病院規模や病院機能に応じた未収額が示されていない。また、外国人の未収金対策、都道府県単独事業など、他局や地方自治体の事業との位置づけを一覧で示して欲しかった。

○未収金が発生する原因(特に設置者による違い、managementの在り方の違いがもたらす差)について検証すべき、率直に言えば、医療機関側のmanagementに問題があるのでは。

②事業見直しの余地

コメント結果		事業の廃止(直ちに)
改革案は妥当 0 人		
改革案では不十分 8 人	6 人	事業の廃止(直ちに)
	人	事業の廃止(事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後)
	人	国が実施する必要なし(地方公共団体の判断に任せる)
	人	国が実施する必要なし(民間の判断に任せる)
	人	国が実施する必要なし(その他())
	2 人	事業は継続するが、更なる見直しが必要

<とりまとめコメントの概要>

○補助金という手段自体適切でなく、補助金事業としては廃止。

<外部有識者のコメント>

○本来的には、医療機関が主体的に取り組むべき問題ではない。制度のあり方の問題として取り組んでいくべきではないか。補助金を出さなくても医療機関の取り組みの事例を集め、それを周知することは十分に可能ではないか。

○廃止。受益者たる医療機関が独自に行うべきもの。もし仮に、必要性があるとしたら、例えば、未収金を都道府県単位で一元的にとりまとめて回収分を医療機関に還元する。といったような抜本的な制度の見直しが必要ではないか。

○便益を受けるはずの病院の申請がないのはメリットがない。金銭的財政支援だけでなく、政策実施に伴い人的資源も投入することになる。直ちに廃止し、他の緊急性、必要性の高い事業に資金を振り向けるべき。

○未収金対策を医療機関に押しつけるべきでない。保険者が取り組むべきである。

○事業規模、効果からみて、あえて厚生労働省が手がけるべき事業ではない。その分、他の事業にあてるべきだと思う。病院自体、次に基礎自治体に取り組むべき課題であり、国が介入する必要はない。自主的に病院、団体が対応し、省は制度設計に専念すべき。

○医療現場で大きな悩みとなっている未収金対策に補助制度を設けたことは歓迎されるべきものだが、利用度が低いのは医療現場の思いと制度が合っていないからではないかと考える。魅力のある制度になるよう抜本的な見直しをすべきである。

○公的医療施設の人事、財政を含めて、公的病院が財政的に自立してから、未収金を回収しようとするincentiveをもたせてから、はじめて議論すべきでは。

○国としての本気度が全くかんじられません。補助金という手段自体適切ではない。補助金事業としては廃止。ただし未収金対策へは国として取り組むべき。都道府県、市町村、医療機関との議論、ヒアリングを密に一層実施し、国に何が求められているのか。制度や制度運用などについて検討すべき。

支払い困難者については、応召義務も含めて、医療福祉制度の中で議論すべき。支払い意志なし未収金と、支払い困難者未収金とは分けて対策講ずべき。保険者にも未収金責任負わせるべき。医療機関と保険者との未収金患者情報の共有。保険者徴収制度を利用せずに、保険者が回収できるような仕組み。